

多摩市フードパントリー設置事業補助金交付団体募集要項

多摩市フードパントリー設置事業補助金交付団体を以下のとおり募集します。

1 目的

寄附等により食料を確保し、生活困窮者等に対してその食料を無償で提供するとともに、その機会に当該生活困窮者等の生活の状況について相談を受け、適切な相談支援機関等を紹介する支援を行う事業（以下「フードパントリー事業」という。）を実施する事業者に対し、その実施に必要な経費の一部を補助することにより、寄附等による食料の供給を円滑にするとともに、生活困窮者等を支援し、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

2 応募資格

市内において新たにフードパントリー事業を実施するための支援拠点を令和 3 年度中に整備する者及び「3 事業内容」の事業を全て実施する団体

3 事業内容

- (1) 寄付等により食料を確保し、支援拠点においてこれを適切に管理すること。
- (2) 支援拠点において、支援を必要とする生活困窮者等に対し確保した食料を無償で提供すること。
- (3) 支援拠点において、食料を提供した生活困窮者等の相談を受け、必要に応じて、自立の支援その他の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に定める支援を行う関係機関を案内すること。
- (4) 市内で食事の提供等を通じて子どもの交流の場を提供する事業を実施する団体等と連携し、市全体の食支援に寄与すること
- (5) ボランティアの確保その他フードパントリー事業の継続に必要な事項について市内の関係機関と連携を図ること。

4 補助対象経費

フードパントリー事業立上げに必要な、次に挙げる経費から補助事業に対する寄附金その他収入額を控除した額。但し、事業初年度の経費のみ対象とし、人件費及び運営にかかる経費（ランニング費用）は対象外とする。

(1) 役務費

- ① 損害賠償保険加入費…損害保険、損害賠償責任保険等けがへの補償や賠償責任の補償
- ② 車両保険加入費…自動車損害賠償責任保険、自動車保険
- ③ 通信費…電話代、携帯電話代、プロバイダ料、郵便代、送料、宅配便代等

- ④ 手数料…検査手数料、産業廃棄物処理料等
- (2) 需用費
 - ① 消耗品購入費…消耗品費、事務用品費等物品購入費及び事業内で使用する材料購入費
 - ② 印刷費…コピー代金、プリンタインク、用紙、チラシ印刷代等
 - ③ 修繕費…備品等の一部の修理又は補修を目的とする経費
- (3) 委託料
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 工事請負費
- (7) その他市長が必要と認める経費

※本補助金申請書類作成に係った経費は補助対象外とする。

※申請時に補助対象経費の商品カタログや見積りを取得するなど、価格・根拠がわかるようにすること。

※原則として、事業に直接関連のない経費は対象外であり、また、費目として計上・申請できるものでも、要綱に基づき、その内容が適切であるか・合理的であるか・妥当であるか等の審査を行った上で概算交付決定及び確定とする。

5 募集团体数

若干数

6 交付額

1 団体あたり 500 万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

※算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7 提出書類等

(1) 交付申請

提出日までに提出場所に持参または郵送すること。なお、持参を希望する場合は、必ず事前に電話連絡し、日程調整のうえ来庁すること。

(2) 提出期限

令和 3 年 7 月 30 日（金）午後 5 時必着

(3) 提出場所

子ども青少年部 児童青少年課 子ども・若者育成係

住所：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市役所 本庁舎 2 階

電話：042-338-6958（直通）

(4) 提出書類

- ①多摩市フードパントリー設置事業補助金概算交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（指定様式）※事業の効果説明書・概算交付を必要とする理由書含む
- ③収支予算書（指定様式）
- ④その他参考資料等（支援拠点予定地の写真、チラシ等）

(5) 提出部数

(4) ①～④の書類を1部紙媒体で提出のこと。

(6) 選考方法

提出された交付申請書等についての書類審査及び認定審査会でのヒアリングによる審査を行う。審査結果は申請団体に文書で通知する。

(7) 概算交付決定

交付が決定した団体に対して「概算交付決定通知書」を送付する。「概算交付決定通知書」を受け取った団体は、「概算交付請求書」において、交付決定額の範囲で補助金の請求を行う。市は、請求に基づき、概算交付額を請求団体に交付する。

(8) 実績報告

補助事業の実績を市に報告する。

(9) 補助金交付額の確定・精算

提出された実績報告について、市において審査（必要に応じ現地調査等を行う場合がある）し、事業の成果が概算交付決定時の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し「確定通知書」により通知する。また、概算交付決定額と確定額との間に、差額が生じた場合は、速やかに追加請求または返還を行うこと。

※追加請求については、予算の範囲内で市長が認める額を上限とする。

8 審査について

(1) 審査項目は以下のとおりとする。

審査項目	内容
団体評価	活動を着実に実施できる団体か。
内容の実現性	活動計画は実現可能な内容か。
公平性	参加者が限定されていないか。
活動に対する市民の理解度	地域に根差した活動となることが期待できるか。
参加性	事業に関して参加者が見込まれるか。
自立性	助成終了後も事業の継続ができるか。
事業の成果	地域に対し効果的な活動か。
費用の合理性	収支予算は事業内容に対し合理的なものか。

(2) 交付額決定について

審査の結果、基準を満たす団体に対して、得点上位者から順に予算の範囲内で概算交付額を決定する。

9 スケジュール

期限	手続き等
令和3年7月30日（金）	交付申請書類提出期限
令和3年8月11日（水） 午後（予定）	認定審査会
令和3年8月中旬	概算交付決定
令和3年8月下旬	概算交付請求書提出
令和3年9月下旬	概算交付
令和4年4月上旬	実績報告書提出
令和4年4月下旬	実績報告書審査
令和4年5月上旬	補助金交付額確定・精算

※詳細については、別途通知するものとする。

※事業の進捗状況等により、上記のスケジュールと異なる場合がある。

10 その他注意事項

(1) 要綱等の順守

事業の実施に当たっては、「多摩市フードパントリー設置事業補助金交付要綱」の規定を遵守し、事務手続きを進めること。

(2) 領収書もしくは金額がわかる書類の保管

年度末の実績報告提出時に支出した金額の根拠となる領収書もしくはそれに類する書類の提出を求めるため、申請団体でまとめておくこと（領収書等がない支出については、補助金の対象とはならない）。

(3) 状況の報告について

交付団体は、市の求めに応じて事業の遂行状況を報告しなければならない。

(4) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に対する十分な予防対策を講じること。

(5) 特定の活動の禁止

フードパントリー事業を実施する際に、特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。

11 問合せ・書類提出先

多摩市 子ども青少年部 児童青少年課

(住所) 〒206-8666 多摩市関戸六丁目 12 番地 1

(電話番号) 042-338-6958 (直通)

(FAX番号) 042-372-7988

(担当者名) 多摩市 子ども青少年部 児童青少年課 竹田

(メールアドレス) tm202000@city.tama.tokyo.jp